

温室管理の契約内容及び相手方の決定方法を公表します（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の公表）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約により、障害者支援施設等へ下記の発注を行いますので、佐賀県財務規則101条の2第1項の規定により、契約内容及び契約の相手方の決定方法を公表します。

契約内容

令和7年度温室等管理業務委託 年間127日（8時30分から17時00分まで）
土日祝日・学校閉庁日（8月中旬）・年末年始休暇

契約の相手方の決定方法

「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号」及び「令和6年度佐賀県における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき、業務が可能である障害者支援施設等のうち見積合わせにより決定。